

男性の育児休業取得状況の公表

算定期間：令和6年度（2024.4.1～2025.3.31）

算定方法：男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

公表前事業年度中に、雇用する男性労働者が育児休業等をしたものの数

+

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる
育児を目的とした休暇制度を利用したものの数

公表前事業年度中に、事業主が雇用する男性労働者であって、配偶者が出産したものの数

算定結果：63%